

## 第7章 市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進

### 第1節 事務処理の標準化

#### 1 事務処理マニュアルの策定

市町村が実施している事務のうち、運用に差異がある事務について県と市町村で検討を行い、県内の一般的な取扱いを「事務処理マニュアル」として順次策定してきたが、今後も必要性が高く、標準化が可能なものについて策定を検討する。

#### 2 一部負担金の減免

県内31市町村で「一部負担金の減免等に関する実施要綱」を策定しているが、引き続き、「一部負担金の減免等に関する実施要綱参考例」を参考に県内全市町村が一部負担金の減免基準を定め、基準に則し減免を行うよう努める。

#### 3 市町村が使用する事務処理システムの標準化

市町村は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「システム標準化法」という。）に基づき、令和7年度末までに同法に規定する標準化基準に適合するシステムの利用が義務付けられている。

国民健康保険においては、システム標準化法の制定前から、市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）が提供されてきた。標準システムは、市町村ごとに対応していた制度改正に伴うシステム改修が不要となる等、事務負担の軽減が見込まれることから、全国的に導入が推進されている。令和4年度には、デジタル庁が管理するガバメントクラウドに実装しており、順次、機能を追加するとしている。

国では、令和5年度から令和7年度末までの期間を、標準化基準に適合するシステムへの移行支援期間とし、標準システムの導入に必要な支援を積極的に行うとしている。そのため、事務処理の標準化・クラウド化による調達コストの削減等の観点を踏まえつつ、事務処理システムの標準化に適切に対応していく。

#### 4 高額療養費の支給申請に係る手続の簡素化

地方分権改革の一環として令和2年12月18日に閣議決定された「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」により、高額療養費の支給申請について、被保険者及び市町村の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続を簡素化することを可能とする方針が決定された。これを踏まえ、令和3年3月に国民健康保険法施行規則が改正され、県内ではこの制度改正を活用し、既に手続の簡素化を自主的に実施している市町村もある。

本県では、高額療養費の支給申請に係る手続の簡素化について、システム標準化法に規定する標準化基準に対応した事務処理システムへの移行期限とされる令和7年度末までを目途に、県内全ての市町村で足並みを揃えて実施することを目指す。なお、早期の実施が可能な市町村については、令和7年度末を待たずに前倒しで実施する。

### 5 資格確認書の様式等の処理基準の策定

令和6年12月に従来の保険証が廃止され、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある被保険者については、資格確認書が交付される仕組みとなる予定である。国の方針を踏まえ、資格確認書の様式や有効期限等について、県と市町村で県内の処理基準の策定を検討する。

## 第2節 共同事務処理の推進

国保連合会による共同事務処理について、令和5年度の実施状況は次のとおり。市町村事務の効率的な運営のため、引き続き共同事務処理の推進を図る。

### 【国保連合会による共同事務処理の実施市町村数（令和5年度）】

項目		事務処理の内容	実施市町村数
保険者事務の共同実施	通知等の作成	被保険者証の作成	6
		被保険者名簿の作成	35
		高額療養費支給申請のお知らせの作成	22
		高額療養費支給申請書の作成	27
	計算処理	高額療養費支給額計算処理業務	33
		高額介護合算療養費支給額計算処理業務	35
		退職被保険者の適用適正化電算処理業務	35
	統計資料	事業月報・年報による各種統計資料の作成	33
	資格・給付関係	国保情報集約システムによる資格管理業務	35
		資格・給付確認業務	35
その他	各種広報事業	35	
	特別調整交付金（結核・精神）申請補助業務	35	
医療費適正化の共同実施	医療費のお知らせの作成	29	
	ジェネリック医薬品差額通知書の作成	35	
	ジェネリック差額通知書効果測定支援関係帳票の作成	35	
	レセプト二次点検	27	
	レセプト点検担当職員への研修	35	
	第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業	35	
収納対策の共同実施	口座振替の促進等の広報	35	
	収納担当職員への研修	35	
	保険税収納率向上アドバイザーによる研修・実地指導	35	
保健事業の共同実施	特定健診・特定保健指導の費用決済	34	
	特定健診の受診促進に係る広報	35	
	特定健診・特定保健指導等の研修会・意見交換会の実施	35	
	特定健診受診率向上対策事業	18	
	KDBシステム運用管理業務	35	

<国保連合会調べ>